

第11期第5回福岡市男女共同参画審議会(令和8年2月13日)

福岡市男女共同参画基本計画(第5次)(案)に対して
寄せられた市民意見及び意見に対する考え方について

令和8年2月

福岡市男女共同参画審議会

福岡市男女共同参画基本計画(第5次)(案)に対して
寄せられた市民意見及び意見に対する考え方について

1 実施の趣旨

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画である「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」を策定するにあたり、広く市民の意見を聞くため、(案)に対する意見の募集を行いました。

2 意見募集期間

令和7年12月23日(火)～令和8年1月19日(月)

3 資料の閲覧、配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、市ホームページに掲載しました。
情報プラザ(市役所1階)、情報公開室(同2階)、各区役所情報コーナー、
早良区入部出張所、西区西部出張所、アミカス(南区高宮三丁目3-1)

4 意見の提出方法

オンラインフォーム、郵送、ファクス、電子メール

5 意見の提出状況

- (1)意見提出者数 8人・団体
(2)意見件数 77件

【内訳】

| 分類 | 件数 |
|---------------------------|-----|
| 1 基本計画全般 | 2件 |
| 2 計画総論 (1) 計画策定にあたって | 12件 |
| (2) 第5次基本計画の基本的考え方 | 12件 |
| 3 計画各論 (1) 基本目標1 | 21件 |
| (2) 基本目標2(DV防止基本計画該当分) | 3件 |
| (3) 基本目標2(DV防止基本計画該当分を除く) | 1件 |
| (4) 基本目標3 | 3件 |
| (5) 基本目標4 | 6件 |
| (6) 基本目標5 | 4件 |
| (7) 基本目標6 | 13件 |
| 合計 | 77件 |

6 意見要旨及び意見への対応

別紙のとおり

福岡市男女共同参画基本計画（第5次）原案 パブリック・コメント結果について

市民意見総数（7人・1団体／ 77件）

| |
|------------------------------------|
| 凡例 ①原案どおり ②記載あり ③修正 ④その他 |
|------------------------------------|

1 基本計画全般

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|----|-------|-------|----|---|----------|--|
| 18 | 26 | | | ① | 「基本目標7 地域におけるジェンダー平等の実現」を新たにたてる。 今日地域においては、少子高齢化の進展による子どもや高齢者の見守り、地域で根深い性別役割分担意識の解消、多発し大型化する自然災害など重要課題が山積している。地域がジェンダー平等推進の大きなカギを握っているといっても過言ではない。そこで各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かした、地域におけるジェンダー平等の実現を基本目標7とする。 | ① | 地域における男女共同参画意識の浸透につきましては、基本目標1において「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」を重点的に取り組む施策として位置づけております。 |
| 30 | 26 | | | ① | 「基本目標7 地域におけるジェンダー平等の実現」を新たにたてる。 今日地域においては、少子高齢化の進展による子どもや高齢者の見守り、地域で根深い性別役割分担意識の解消、多発し大型化する自然災害など重要課題が山積している。地域がジェンダー平等推進の大きなカギを握っているといっても過言ではない。そこで各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かした、地域におけるジェンダー平等の実現を基本目標7とする。 福岡市男女共同参画基本計画の1～3次までは基本目標6としてあったが第4次基本計画以降に基本目標から外された理由を伺いたい。 | ① | 地域における取り組みについては、男女共同参画の意識啓発が実践につながるよう、第4次計画において、基本目標1「男女平等意識が浸透した社会を目指します」と統合いたしました。また、第5次基本計画でも引き続き「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」については重点的に取り組む施策と位置づけております。 |

2 計画総論 (1) 計画策定にあたって

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|-------------|-------|-------|----|---|----------|---|
| 34 | 2 | | | ② | 国際的なジェンダー平等の取り組みの背景には、国連で採択された「女性差別撤廃条約」がある。女性に対するあらゆる差別をなくし、ジェンダー平等社会を実現するために「北京宣言および行動綱領」が策定された。「差別撤廃条約」を批准した日本では、「男女共同参画社会基本法」がつくられ、福岡市で「福岡市男女共同参画推進条例」が策定され、第1次～第4次の基本計画が施行されている。 国際的な背景にこの「女性差別撤廃条約」の記述がないのはおかしいのではないか。 | ① | 策定の背景につきましては、近年の国際的な動向を中心に記載しており、昭和60年採択の「女子差別撤廃条約」につきましては、男女共同参画に関する国内外の主な動きとして引き続き資料編に掲載いたします。 |
| 35 | 5 ～ 7 | | | ② | ⑤働く場での女性活躍の推進 企業への啓発・支援やアミカスでのセミナー、ひとり親支援センターの事業などが書かれているが、福岡市の働く女性の実態がどう改善されたのか見えてこない。 ⑦地域における男女共同参画意識の浸透 みんなで参画ウィーク、防災研修、男女共同参画推進サポーターの派遣などが記載されているが、どのような具体的な取り組みで、地域の意識がどのように変わったのかわからない。 | ② | ⑤P22～23に、「福岡市内事業所における労働実態調査（R6実施）」結果として、事業所における女性活躍の取組みや、女性が働き続けられる職場環境づくりが進んでおり、昇進したいと考える女性の割合が上昇している旨記載しております。 ⑦地域における男女共同参画意識の浸透については、総論の「第4次基本計画の評価と今後の課題」に具体的な取り組みと達成状況について記載しております。 |
| 36 | 8 ～ 9 | | | ② | ③中学生の「デートDV」認知度が18.4%に低下していること、高校生も約半数しか内容を知らないことは深刻である。 ④企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度が71.8%と低下していることの分析がおかしい。（働く場の状況改善により必要性の認知が低下したのか。） ⑦福岡市役所における女性管理職比率は目標達成となっているが、元々目標値（20%）が低すぎるのではないかと。 | ① | ③次期計画においてはまずはデートDVの概念の認知を広げることが重要と考えており、指標をデートDVの理解度から認知度へ変更しております。 ④「福岡市内事業所における労働実態調査（R6実施）」における本設問の回答状況をみると、前回調査と比較し、否定派（「取り組む必要はない」「どちらかといえば取り組む必要はない」）の割合は同じ一方で、「わからない」と答えた事業所の割合が増加しております。また、P21に記載のとおり、「福岡市内事業所における労働実態調査（R6実施）」では、年次有給休暇取得率の上昇や残業時間の縮減など労働環境の改善がみられ、また、働きやすいと感じる労働者も増えており、ワーク・ライフ・バランスに関する企業の状況に進展が見られております。このことことから、当該記載をしております。 ⑦市役所における女性管理職比率の目標値については、「福岡市特定事業主行動計画」において計画期間中に達成すべき目標として、当時の状況を踏まえて設定しております。 |
| 47 | 8 | | | ② | ③中学生・高校生世代のデートDVについての理解度が目標値は50%で、現状値が初期値より低いのはなぜか。分析が必要ではないか。高校生世代も、5年間で微増していると言っても目標値80%なのに56.7%はあまりに低い達成値である。 数値目標を立てるとすれば、理解度というような抽象的な目標にするのではなく、福岡市内の全ての中学校・高校でデートDVの研修を実施するという目標を立て、結果何校実施できたかを評価、課題を明らかにする必要があるのではないかと。そして、計画では包括的性教育につなげたい。 | ① | 次期計画においてはまずはデートDVの概念の認知を広げることが重要と考えており、指標をデートDVの理解度から認知度へ変更するほか、新たな参考指標として「デートDV防止に関する予防教育実施校数」を設定しております。 また、性に関する教育につきましては、P46の具体的施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |

| | | | | | |
|----|---------------|--|---|--|---|
| 48 | 9 | | ② | <p>企業における女性管理職比率の目標値が15%、福岡市役所における女性管理職比率の目標が20%というのはあまりに低い目標である。しかも、企業においては目標値に達成していないのに、「微増」というコメントはおかしい。達成できなかったことを認め理由を分析すべき。計画では、目標値はもっと高くし、企業向け講演会やセミナーは義務化する。</p> | <p>① 次期計画における目標値については、「福岡市内事業所における労働実態調査(R6実施)」の結果や審議会等のご意見を踏まえ、18%を設定しております。また、理由の分析につきましては、P23に「男女間格差(昇進)については、男女の固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを背景に、配置や経験などの人材活用のプロセスにおける、性別の偏りなど、従来の雇用制度や慣行が、格差が生じる要因の一つとなっていることが想定されます。」と記載しております。 市役所における女性管理職比率の目標値については、「福岡市特定事業主行動計画」において計画期間中に達成すべき目標として、当時の状況を踏まえて設定しております。なお、本計画の計画期間は令和7年度末までとなっているため、次期計画における目標値については、女性職員の年齢構成や国の動向等を踏まえ、令和7年度中に決定する予定です。</p> |
| 49 | 10 ～ 12 | | ② | <p>「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人が増えているにもかかわらず、実態は、家事・育児が女性に偏っている現状をどうするのが今後の課題であろう。 企業や市民を対象にした講座やセミナーも大事だが、地域で活動している男女共同参画協議会等を始めとするリーダー育成のための学習に力を入れる必要があると思う。</p> | <p>② 男女共同参画協議会等、地域でリーダーとして活動する団体等への学習機会の提供につきましては、「アミカス地域支援事業」に位置づけております。</p> |
| 19 | 10 ～ 13 | | ② | <p>「地域における諸団体の長への女性の就任率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和7(2025)年7月1日現在25.1%という低い数値になっています。」という分析は、実情を伝えていない。実際は民生委員の女性比74.8%が諸団体の長への女性の就任率を25.1%に押し上げている。 そこで「日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、地域における諸団体の長への女性の就任率は、令和7(2025)年7月1日現在、10%に満たない団体が4団体もあり低い水準です」とする方が、実情に添う。</p> | <p>③ ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P11 「令和7(2025)年7月1日現在25.1%という低い数値になっており、女性の割合が10%に満たない団体もあります。」</p> |
| 40 | 10 ～ 13 | | ② | <p>地域の諸団体の長への女性の就任率が25.1%というのは、平均値であり、正確性を欠く。地域の13団体中、民生委員は74.8%が女性だが、自治協議会長は、わずか8.6%である。平均値でも低い水準だが、分野によりばらつきがあることも問題である。総じて、地域諸団体の長への女性の就任率は極めて低いと記載し、具体的な対策を講じる必要がある。</p> | <p>③ ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P11 「令和7(2025)年7月1日現在25.1%という低い数値になっており、女性の割合が10%に満たない団体もあります。」</p> |
| 50 | 13 | | ② | <p>5年間の変遷を見て、自治協議会の女性の割合、交通安全、体育振興会では1割にも満たない。私立小学校のPTAは、ほぼ3倍になっているが中学校も少しは増えているがまだ1割である。なぜ大幅に改善しないのか。また、区によってかなりばらつきがある。例えば公民館長は早良や中央区では5割に達成していても全体では32%だ。区ごとに数字を出した方が課題は見えてくる。また、民生委員などは74.8%で女性に偏っている。この表に防災委員会が入っていない。地域の役員は男女半々を目標にするなど、ジェンダー統計を読み取ることで課題や目標が見えてくる。そのための調査でなければならない。</p> | <p>④ いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 20 | 21 ～ 24 | | ② | <p>育児休業取得率、働きやすさの変化など実態調査から「労働環境は改善傾向にある」として、今後多様な働き方を支援する取り組みの必要性が述べられているが、働く女性の現状とかけ離れているように思う。 非正規雇用の拡大、賃金の男女格差、雇用形態による差別、ケア労働の女性への集中など、働く女性の現実は深刻さを増している。雇用の場における差別は女性の人権、生存権に関わる問題であり、女性活躍の前提となる基本的課題と思われる。調査項目をより実態が分かるように設定、実施したうえで、調査の分析を通して課題を明らかにし、より効果的な施策として取組むことを求める。</p> | <p>④ いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |

| | | | | | | |
|----|---------------|--|--|---|---|------------------------------------|
| 41 | 21 ～ 24 | | | <p>② 育児休業取得率、働きやすさの変化など実態調査から、労働環境は改善傾向にあると分析され、今後多様な働き方を支援する取り組みの必要性が述べられているが、働く女性の現状とはかけ離れているように思う。</p> <p>非正規雇用の拡大、賃金の男女格差、雇用形態による差別、ケア労働の女性への集中など、働く女性の現状は深刻さを増している。雇用の場における差別は女性の人権・生存権に関わる問題であり、女性活躍の前提となる基本課題ではないか。</p> <p>働く女性の実態調査と分析の不十分さにより、実態と課題が明らかになっていないと思う。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 71 | 22 ～ 23 | | | <p>② これまでの基本計画では、雇用機会均等法や女性活躍推進法の周知・啓発が主な内容になっており、福岡で働く女性の実態や課題が見えない。非正規雇用の拡大、賃金の男女格差、雇用形態による差別、ケア労働の女性への集中など、働く女性の現実は深刻さを増している。雇用の場における格差は女性の人権、生存権に関わる問題であり、女性活躍の前提となる基本的課題であると思われる。福岡市では令和6年度に「福岡市内事業所における労働実態調査」を実施され、結果を公表されている。この調査の分析などを通して課題を明らかにし、より効果的な施策として取り組むことを求める。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |

2 計画総論 (2) 第5次基本計画の基本的考え方

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|---------------|-------|-------|----|--|----------|---|
| 37 | 25 ～ 26 | | | ③ | 「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」となっているが、福岡市の経済分野と政治分野での格差が改善されていない現状を踏まえ、「女性に対する差別がなくなり、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」と変更する。 基本目標1～6では、雇用の場、教育の場、家庭、地域、政治などあらゆる分野でジェンダー平等を実現するための取り組み目標とわかるよう具体的で、何をどう変えたら実現できるのかを考えられるような目標設定にしてもらいたい。 | ① | 男女の人権の尊重については、福岡市男女共同参画を推進する条例における基本理念として規定されており、基本目標2も含め計画全体の前提であることから、福岡市が目指す姿につきましては、「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」としてまいります。 その上で、基本目標1～6を定め、基本目標を実現する指標として成果指標を設定しております。 |
| 73 | 26 | | | ③ | 基本目標に「地域におけるジェンダー平等の実現」を入れていただきたい。今日地域においては、根深い性別役割分担意識をどのように解消していくかや多発する自然災害にどのように備えるかなど、重要な課題がある。地域でジェンダー平等を推進していくことは、今後ますます重要になると思われる。「地域におけるジェンダー平等の実現」を基本目標として明記することで、校区の自治協議会をはじめ地域でジェンダー平等に向けた意識や取り組みの推進につながると考える。 | ② | 地域における男女共同参画意識の浸透につきましては、基本目標1において、「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」を重点的に取り組む施策としております。 |
| 13 | 29 | | | ③ | 成果指標6福岡市役所における女性管理職比率の目標値が「検討」となっているが、市が率先垂範の姿勢を市民に示すことは重要で、「30%以上」とするよう求める。 | ① | 市役所における女性管理職比率の目標値については、「福岡市特定事業主行動計画」において設定しており、次期計画における目標値については、女性職員の年齢構成や国の動向等を踏まえ、令和7年度中に決定する予定です。 |
| 25 | 29 | | | ③ | 成果指標6福岡市役所における女性管理職比率の目標値が「検討」となっているが、市が率先垂範の姿勢を市民に示すことは重要で、「30%以上」とするよう求める。 | ① | |
| 51 | 29 | | | ③ | 基本目標1 意識より実態。考え方に否定的な人が増えても実態が変わらないのであれば、その理由に切り込まなければならない。意識は変わりつつあるところで、施策をとどめるべきではないと思う。実態はどうかで施策につなげてほしい。 基本目標2 窓口の認知度や「デートDV」の認知度より、福岡市として、1年に何校研修を実施しているか、すべての学年、全てのクラスで実施したのかどうかの方が大事ではないか。結果として認知度は上がるものだと思う。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |
| 52 | 29 | | | ③ | 事業所の管理職比率18%は、低すぎる。 福岡市役所は、検討中というのはどういうことか。少なくともクリティカルマスの30%を目標にすべき。自然に増えるのを待っているのは成果指標にならない。 | ① | 基本目標5の成果指標「事業所における女性管理職比率」については、令和6年度に実施した福岡市内事業所における労働実態調査の結果や審議会等のご意見を踏まえ、18%を目標値に設定しております。 市役所における女性管理職比率の目標値については、「福岡市特定事業主行動計画」において設定しており、次期計画における目標値については、女性職員の年齢構成や国の動向等を踏まえ、令和7年度中に決定する予定です。 |

| | | | | | | |
|----|---------------|--|---|---|---|--|
| 38 | 29 ～ 30 | | ③ | <p>成果目標1～3は、性別役割分担意識の解消度、相談窓口や中高生のデートDVの認知度、研修の理解度となっているが、抽象的で、実態の改善にどうつながるのかわからない目標となっている。家事育児の女性への偏りをなくし、DVやデートDVをなくすための目標設定とすべき。</p> <p>成果目標4～6は、目標値が低すぎて、目標値をクリアしても本来あるべき姿になるのは程遠い。4は100%、5・6は50%があるべき姿ではないか。</p> | ① | <p>基本目標1における目標値につきましては、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男女の固定的な役割分担意識の解消を図ることは重要と考えており、成果指標に設定しております。</p> <p>基本目標2における目標値につきましては、相談窓口や「デートDV」という言葉自体を認知してもらうことがDV防止に向けた第一歩であると考え、成果指標に設定しております。</p> <p>基本目標3における目標値につきましては、まずは支援を行う職員の専門性の向上を図り、適切な支援体制を整備することが重要と考えており、女性支援の機関・団体職員研修における理解度を成果指標に設定しております。</p> <p>基本目標4、5における目標値につきましては、令和6年度に実施した「福岡市内事業所における労働実態調査」の結果等を踏まえ設定しております。</p> <p>基本目標6の市役所における女性管理職比率の目標値については、「福岡市特定事業主行動計画」において設定しており、女性職員の年齢構成や国の動向等を踏まえ、令和7年度中に決定する予定です。</p> |
| 53 | 30 | | ③ | <p>みんなで参画ウィークの意義が分からない。これが増えたらどうなるのか。昨年、市政だよりで広報したのは良かった。</p> <p>デートDV防止に関する予防教育実施校6校というのは、福岡市内の何校中の6校なのか？せつかく数字を入れるのであれば、全体の数字も必要である。</p> <p>女性管理職がゼロの事業所が3割もある。女性の非正規が55%、地域諸団体の長の割合が増えないのを深刻に受け止めて計画に反映させるべき。</p> | ① | <p>みんなで参画ウィークは、基本目標1の施策の方向3「10自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透」において、男女共同参画意識が自治組織を含めた校区全体に広がることを目的としている旨記載しております。</p> <p>デートDV予防教育実施校数につきましては、参考指標であり、達成目標を定める成果指標とは異なることから、全体の校数は記載しておりません。</p> <p>女性管理職比率や女性の正規雇用者の割合につきましては、成果指標及び参考指標として設定しております。</p> <p>また、地域活動の方針決定過程への女性の参画促進につきましては、基本目標6施策の方向2に位置付けております。</p> |
| 54 | 31 | | ③ | <p>②男女共同参画審議会委員に七区男女共同参画協議会の代表を入れるだけではなく、男女共同参画を進めることを目標に活動している20団体からなる「地域で男女共同参画を！拡げようネットワーク」(参画ネット)の代表を審議会委員として参画させてほしい。多様な市民の声を拾い上げる努力を。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 39 | 31 ～ 34 | | ③ | <p>アミカスや区役所が男女共同参画推進の拠点施設として機能できるよう、次のことを実施してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の定期的な研修 ・国際情勢含め、様々な情報の収集・発信できるような人員配置 ・男女共同参画推進サポーターの育成と継続的な研修の実施 ・アミカスが人材バンクとして地域に活用されるよう、様々な分野で活躍する人を登録し、紹介する | ② | <p>福岡市男女共同参画推進センターや区役所が、男女共同参画推進の拠点施設として役割を果たしていくため、基本目標1施策の方向2及び3に位置付けております。</p> |
| 55 | 32 | | ③ | <p>市民グループの育成・支援という上から目線ではなく、対等な関係での協働が必要と思う。</p> | ① | <p>市民グループ等との連携・共働につきましては、総論の「多様な主体との連携・共働」として記載しております。今後とも各主体と連携・共働し、計画を推進してまいります。</p> |

| | | | | |
|----|----|--|---|--|
| 56 | 34 | | <p>③ 多様な主体との連携・共働に、大学を付け加える。 福岡には、たくさんの大学が存在し、ジェンダー関係の講座を持っている大学も多い。大学との協働を入れるべき。「共働」より、「協働」で。つまり、対等な立場で、それぞれの個性や得意分野（専門性）を生かし、「協力して働く」意味の共同を使った方がいい。単なる「一緒」や「力合わせ」以上の、主体的な連携と相乗効果が期待できる。</p> | <p>② 大学との連携・共働につきましては、総論の「多様な主体との連携・共働」に教育機関との連携として記載しております。</p> |
|----|----|--|---|--|

3 計画各論 (1) 基本目標 1

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|--------|-------|-------|----|---|----------|---|
| 21 | 26, 38 | | | ④ | 基本目標1を「あらゆる年代・性別でジェンダー平等意識が浸透した社会」とする。「男女共同参画」という文言が男女二元論に基づいて作られているところから、あらゆるジェンダー・アイデンティティ、セクシュアル・オリエンテーションの人々を包摂する文言として「ジェンダー平等」に変える。福岡県も第6次計画(案)でジェンダー平等を使用している。 | ① | 「男女共同参画」という文言はジェンダー平等を推進するための国の法律や計画、組織の名称に用いられていることや、計画の内容においても基本的に「男女共同参画」という文言が用いられていることを踏まえ、本市においても、ジェンダー平等を推進するための条例名や審議会、計画等の名称に用いており、基本目標においても、男女共同参画の文言を用いております。 |
| 28 | 26, 38 | | | ④ | 基本目標1を「あらゆる年代・性別でジェンダー平等意識が浸透した社会」とする。「男女共同参画」という文言が男女二元論に基づいて作られているところから、あらゆるジェンダー・アイデンティティ、セクシュアル・オリエンテーションの人々を包摂する文言として「ジェンダー平等」にかえる。福岡県も第6次計画(案)で使用している。 | ① | |
| 62 | 38 | | | ④ | 男女共同参画意識が浸透した社会というのを、ジェンダー平等意識に変更した方がいい。P25にも書かれているように、SDGsの目標にジェンダー平等の達成が目標と掲げられたことにより、若者たちには、ジェンダー平等という言葉が浸透してきている。男女二元論の問題点も指摘されているので、基本計画には男女共同参画よりジェンダー平等を使用した方がいいと思う。 | ① | 「男女共同参画」という文言はジェンダー平等を推進するための国の法律や計画、組織の名称に用いられていることや、計画の内容においても基本的に「男女共同参画」という文言が用いられていることを踏まえ、本市においても、ジェンダー平等を推進するための条例名や審議会、計画等の名称に用いており、基本目標においても、男女共同参画の文言を用いております。 |
| 14 | 38 | 1 | 1 | ④ | 学校教育における男女平等教育の推進の箇所、小・中・大学生は記されているが高校生はない。取組みが必要ではないか。 | ① | 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の理解を深められるよう体系的に指導を行っており、高等学校においても、学習指導要領に基づき、家庭科や保健、公共の授業において、性別にかかわらず互いを尊重し協力して生活を営むことの大切さを指導しております。 |
| 74 | 38 | 1 | | ④ | 学校教育における男女平等教育の推進の箇所について、小・中・大学生についての実施施策については記されているが、現状高校生についての言及がない。取組みが必要ではないか。 | ① | |
| 42 | 38～39 | 1 | | ④ | 次代を担う子どもたちが「性別に捉われず」は「性によって差別されることなく、個人の権利が尊重され」に変更する。発達段階に応じた包括的性教育の実施を加える。男女が共に、「家族の一員として役割を果たし」は、性別役割分担の考え方、家庭内で看護や介護の責任を担う考え方を内包しているため削除する。 | ① | 男女平等教育につきましては、次代を担う子どもたちが自分らしく、性別に捉われず自分の個性を大切にできることを目的に、「性別に捉われず」との表現としております。性に関する教育につきましては、P46の具体的施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。「家族の一員として役割を果たし」につきましては、男女共同参画を推進する条例の基本理念と同様の記載としております。 |
| 43 | 41 | 2 | 6 | ④ | 意識調査・実態調査は、ジェンダー平等がどのように進んでいるのかその実態を適格に把握するためのものであり、調査項目の設定や結果の分析が重要である。意識調査は、家庭、地域、学校などでの平等度の把握、労働実態調査は、賃金格差や雇用形態、労働に見合った待遇になっているのかなど、実態が分かり、課題が提起できるような内容にしてほしい。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |

| | | | | | | | |
|----|--------|---|---|---|---|---|---|
| 58 | 41 | 2 | 7 | ④ | <p>区役所や人権啓発センターでジェンダー平等の啓発や学習の取り組みを行うことはいいことだが、講師紹介のしくみが、「男女共同参画地域活動ハンドブック」によると、現状は福岡市学習情報提供システム（まなびアイふくおか）となっている。男女共同参画拠点施設としてのアミカスならではの人材バンクや講師の紹介を行ってほしい。</p> <p>アミカスの図書館の蔵書やDVDなどの学習教材を揃えてほしい。新刊書籍やテーマに沿った書籍など展示のし方に工夫が欲しい。企画展なども実施してほしい。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 59 | 43 | 3 | 9 | ④ | <p>「地域の主体性を尊重した」と言いつつ市の責務をあいまいにしているのか。地域における男女共同参画の推進は重要課題であるにもかかわらず、市の責務を果たしているとは思えない。</p> <p>「みんなで参画ウィーク」の浸透に力を入れているが、年間を通じて切れ目のない地域における男女共同参画の取り組みが必要なのではないか。この時期にのぼりを立て、市政だよりを使った広報などは意義があると思うが。</p> | ① | <p>本市においては、地域コミュニティに関する基本的な事項を定めた共創による地域コミュニティ活性化条例において、市民等の多様性及び自主性が最大限に尊重されることを基本理念としており、地域の主体性の尊重について記載しております。また、「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」については重点的に取り組む施策としております。</p> |
| 57 | 43, 73 | | | ④ | <p>地域の活動支援に大学との連携・協働を追記する。</p> | ② | <p>大学との連携・共働につきましては、総論の「多様な主体との連携・共働」に教育機関との連携として記載しております。</p> |
| 15 | 44 | 4 | | ④ | <p>具体的施策として、『防災会議』や『地域防災組織』、『自治協議会』などの構成メンバーの約50%を女性にするなど、多様性のある組織づくりが必要。</p> <p><理由> 各校区に自主防災会が組織されているが、地域防災組織・運営メンバーは、高齢男性が多数を占めている地域がまだまだ多く、障がい者や高齢者、女性や若者や子どもたちが、意見を発する機会がなく、また新しいメンバーが加わりにくい自治組織になっている。今組織の活性化に必要なのは、ジェンダー平等に基づく年齢もあらゆる性別も加味した多様性のある幅広い人材である。こうした多様性のある組織づくりをすることで、被災時の災害関連死も性被害・DVも未然に防ぐことにつながると思われる。また、被災者が一日でも一刻でも早く自立した日常を営むことにもつながっていくと思われる。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 75 | 44 | 4 | | ④ | <p>具体的施策として、『防災会議』や『地域防災組織』、『自治協議会』などの構成メンバーの約50%を女性にするなど、多様性のある組織づくりが必要。</p> <p><理由> 各校区に自主防災会が組織されているが、地域防災組織・運営メンバーは、高齢男性が多数を占めている地域がまだまだ多く、障がい者や高齢者、女性や若者や子どもたちが、意見を発する機会がなく、また新しいメンバーが加わりにくいのが現状である。今組織の活性化に必要なのは、ジェンダー平等に基づく年齢もあらゆる性別も加味した多様性のある幅広い人材である。</p> <p>『防災会議』や『地域防災組織』、『自治協議会』などの構成メンバーの約50%を女性にするなど、多様性のある組織づくりをすることで、被災時の災害関連死も性被害・DVも未然に防ぐことにつながると思われる。また、被災者が一日でも一刻でも早く自立した日常を営むことにもつながっていくと思われる。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 10 | 45 | 5 | | ④ | <p>施策の方向5 国際理解・交流の推進「男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や女子差別撤廃条約や北京行動綱領などの規範や基準を学ぶ学習機会の提供に努めます。」とする。</p> <p>男女共同参画社会基本法や福岡市男女共同参画を進める条例の基盤となっている女性の地位向上のための法律類をまずは学習し理解することが必要である。</p> | ① | <p>法律や条例等の学習機会の提供につきましては、施策の方向5の趣旨に含まれており、この方向性の元に様々な施策を実施してまいります。</p> |
| 60 | 45 | 5 | | ④ | <p>アミカスは、「男女平等に関する国際理解の推進」と言うが、ジェンダーギャップ指数に見られるように、我が国のジェンダー平等は世界に非常に遅れている。そのような現状や女性差別撤廃条約、北京行動綱領、CEDAW勧告などの学習機会をもっと提供すべき。</p> <p>福岡市在住の海外からの女性たちのジェンダー問題、生活や暮らしの課題への支援は必要。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |

| | | | | | | | |
|----|----|---|----|---|--|---|--|
| 44 | 46 | 6 | | ④ | 生涯にわたる「健康支援」を「心身の健康と権利の支援」に変更する（SRHRの自己決定権を明確に表示するべき）。 発達段階に応じた「教育」を「包括的性教育」に変更する。性暴力、性犯罪、DV、若年層への性暴力による妊娠などの実態を考えると、包括的性教育は最優先課題であると考えます。 | ② | 生涯にわたる健康支援につきましては、 施策の方向6の記載において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点にも配慮しながら、支援を行っていくこととしております。 性に関する教育につきましては、具体的な施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |
| 11 | 46 | 6 | | ④ | 包括的性教育の実施を加えること。 <理由> ユネスコによる包括的性教育は、身体的な話だけでなく、社会的な規範の是非、差別や暴力、ジェンダーの不平等をなくす方法、性を安全に楽しむ権利、リスクに直面したときアクセスできる機関など、幅広いテーマを包括的に扱っている。福岡市立4高校で毎年行われているデートDV防止講演は重要な施策だ。しかしその時間だけでは伝えきれないことを、包括的性教育を通じた生徒たちへの周知が必要。また、地域の男女共同参画協議会の方々に包括的性教育についての研修が求められる。 | ② | 性に関する教育につきましては、具体的な施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |
| 26 | 46 | 6 | | ④ | 包括的性教育の実施を加えること。 <理由> ユネスコによる包括的性教育は、身体的な話だけでなく、社会的な規範の是非、差別や暴力、ジェンダーの不平等をなくす方法、性を安全に楽しむ権利、リスクに直面したときアクセスできる機関など、幅広いテーマを包括的に扱っている。福岡市立4高校で毎年行われているデートDV防止講演は重要な施策です。しかしその時間だけでは伝えきれないことを、包括的性教育を通じた生徒たちへの周知が必要。また、地域の男女共同参画協議会の方々に包括的性教育についての研修が求められる。 | ② | |
| 76 | 46 | 6 | | ④ | 包括的性教育の実施を加えること。 <理由> ユネスコによる包括的性教育は、身体的な話だけでなく、社会的な規範の是非、差別や暴力、ジェンダーの不平等をなくす方法、性を安全に楽しむ権利、リスクに直面したときアクセスできる機関など、幅広いテーマを包括的に扱っている。福岡市立4高校で毎年行われているデートDV防止講演は重要な施策です。しかしその時間だけでは伝えきれないことを、包括的性教育を通じた生徒たちへの周知が必要。また、地域の男女共同参画協議会の方々に包括的性教育についての研修が求められる。 | ② | |
| 61 | 46 | 6 | | ④ | 性教育は、思春期だけを対象とするのではなく、幼少期から必要。ユネスコが提唱している生殖や性交、ジェンダー平等や性的同意といった性に関する幅広い内容を学ぶ「包括的性教育」を実施してほしい。子どもの学ぶ権利を保障すべき。 | ② | 性に関する教育につきましては、具体的な施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |
| 12 | 46 | 6 | | ④ | 子ども・若者のプレコンセプションケアに関する情報発信事業とあるが、そのことより包括的性教育の実施を促してほしい。 <理由> 小学校での性教育では、「人の授精に至る過程は取り扱わない」、としており、中学校では「妊娠の経過は取り扱わない」とものとする」とあり、小中学校では性交や避妊については原則、授業では取り扱わないとされている。こうした現状の中で子どもへのプレコンセプションケアに関する情報発信は意味があるとは思えない。むしろこうした情報発信の以前に包括的性教育の実施が必要であると考えます。 | ② | 性に関する教育につきましては、具体的な施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |
| 27 | 46 | 6 | 13 | ④ | 子ども・若者のプレコンセプションケアに関する情報発信事業とあるが、そのことより包括的性教育の実施を促してほしい。 <理由> 小学校での性教育では、「人の授精に至る過程は取り扱わない」、としており、中学校では「妊娠の経過は取り扱わない」とものとする」とあり、小中学校では性交や避妊については原則、授業では取り扱わないとされている。こうした現状の中で子どもへのプレコンセプションケアに関する情報発信は意味があるとは思えない。むしろこうした情報発信の以前に包括的性教育の実施が必要であると考えます。 | ② | |

3 計画各論 (2) 基本目標2 (DV防止基本計画該当分)

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|--------|-------|-------|----|---|----------|---|
| 16 | 26, 49 | | | ⑤ | 「基本目標2あらゆる暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会」とする。 男女の人権が尊重されて初めて暴力行為が無くなるので両者は切り離せない。福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の基本目標2には「男女の人権の尊重」が入れられており、なぜ外されたのかその理由を伺いたい。 | ① | 男女の人権の尊重については、福岡市男女共同参画を推進する条例における基本理念として規定されており、基本目標2も含め計画全体の前提であることから、基本目標の記載内容の整理を行ったものです。 |
| 29 | 26, 49 | | | ⑤ | 「基本目標2あらゆる暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会」とする。 男女の人権が尊重されて初めて暴力行為が無くなるので両者は切り離せない。福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の基本目標2には「男女の人権の尊重」が入れられており、なぜ外されたのかその理由を伺いたい。 | ① | |
| 1 | 52 | 1 | 22 | ⑤ | 新たに策定される計画が着実に実践され、男女共同参画社会の実現に向けて一歩ずつでも前進していくこと希望する。 中学校・高校でのデートDV防止の啓発活動について、すべての学校でデートDV防止授業を実施してほしい。R6年度の実施校は6校とのこと、学校それぞれの事情があると思うがあまりに取り組みが少なすぎると思う。3年間の在校時に1回で研修を受けられるような計画にしてほしい。近年デジタル性暴力も深刻化しており、そういう問題についても対応できるプログラムを持つ外部講師や団体を招聘して多くの学校で研修が行われることを要望する。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |

3 計画各論 (2) 基本目標 2 (DV防止基本計画を除く)

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|----|-------|-------|----|---|----------|-----------------------------|
| 2 | 53 | 2 | 25 | ⑥ | 性暴力対策に関する学習は、何が性暴力になるのかわかる学習を進めてほしい。性暴力が何かわからないままでは、被害を未然に防ぐ方法もわからず、被害にあってもわからない（相談に繋がらない）ことになりかねない。また、被害者が身を守るのではなく、加害者を作らないための学習にしてほしい。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |

3 計画各論 (4) 基本目標3

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|----|-------|-------|----|---|----------|---|
| 63 | 55 | | | ⑦ | 困難を抱える女性新法の制定により、新しく基本目標に設定し、相談体制の充実や、多様な主体との連携による支援の推進、女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進を重点課題として掲げて、関係機関や、民間団体との連携・協働を期待したい。これらの課題を、アミカスでも、地域でも学校でも学べる場を作ってほしい。 | ② | 女性支援新法に基づき、基本目標3の部分を市町村基本計画と位置づけ、相談体制の充実、多様な主体との連携による支援の推進、女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進を重点としております。また、福岡市男女共同参画推進センターで実施する女性のための支援講座について、基本目標3施策の方向5に位置づけております。 |
| 3 | 61 | 5 | 38 | ⑦ | 発達段階に応じた性教育は、ユネスコによる包括的性教育が必要だと考えられる（文科省版ではなく）。このユネスコの包括的性教育は、発達段階を十分に踏まえた人権教育でもある。ユネスコの包括的性教育は人権教育であることを踏まえ、ぜひ福岡市で「先進的」に採用、実施してほしい。 | ② | 性に関する教育につきましては、具体的施策の記載において、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施すると記載しております。 |
| 4 | 62 | 5 | 38 | ⑦ | 小・中学生向け男女平等教育副読本を作って配布するだけでは、男女平等教育に不十分と考える。特に中学校では、デートDV防止の講演を、少なくとも三年に1回は学校で実施して、すべての生徒が対等な人間関係とお互いを尊重し合える人間関係を築くことが必要であることを学ぶべきだ。中学生にもすでにデートDVの関係にある子たちもいる。近隣市町の中学校では既に毎年のように行われているデートDV防止講座だが、福岡市では市立高校のみに限られている。この講座を受けていれば、自分たちのデートDVについてはもちろん、家庭の中の親のDVについても「何が起きているか」がわかるため、被害親に相談先を教えたり、加害者から離れる選択の決断や援助ができたりする。このことは、長い目で見れば、社会保障費の節約にもなるはずである。何よりも、こどもたちの将来の人間関係の築き方に、平等・尊重を促すことになる。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |

3 計画各論 (5) 基本目標 4

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|---------------|-------|-------|----|--|----------|---|
| 7 | 63 | 1 | | ⑧ | <p>具体的施策として長時間労働の抑制等の働き方改革の推進を入れること。</p> <p><理由> 女性が社会で活躍するためには、現在女性の方に負担が偏っている家事・育児を、夫と妻で分担することが必要不可欠。男性が育児休業取得を契機に、家事・育児に積極的に取り組んでいけるようになるためには、長時間労働の抑制等の働き方改革の推進が重要。</p> | ② | <p>長時間労働の抑制等の働き方改革の推進につきましては、基本目標 4 の施策の方向 1 「39 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援」に記載しております。</p> |
| 45 | 63 | | | ⑧ | <p>働く場での人権、家庭や地域での人権が守られることを重視すべきではないか。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを実現するために最も必要なことは、労働時間の短縮と家庭内のケア労働の軽減（社会化・分担）ではないか。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 65 | 63 ～ 64 | | | ⑧ | <p>企業に向けては、女性の活躍推進が強調されているが、差別の禁止や、非正規問題、働く環境整備など研修の義務化や指導の強化を図るべき。</p> <p>意識啓発だけではなく、実態を改善しなければならない。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 66 | 65 ～ 66 | 2 | | ⑧ | <p>身近な地域においての取組みは具体的でよい。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組むのもよい。</p> | ② | <p>本計画における施策の方向に沿って、取組みを進めてまいります。</p> |
| 67 | 68 ～ 69 | | | ⑧ | <p>企業に対する取組み支援というより、研修の義務化・賃金格差やセクハラ・パワハラ対策、女性リーダー(管理職)の育成など指導の強化が必要。働く女性への情報提供や相談だけではなく、居場所やエンパワーメントできる講座や場の提供を。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 64 | 75 | | | ⑧ | <p>働く女性の問題は、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍だけでなく、職場における男女平等の実現を目標に掲げてほしい。</p> <p>男女の賃金格差の解消や間接差別の禁止など女性の人権の問題が見えてこない。</p> | ② | <p>職場における男女平等の実現につきましては、基本目標 5 の目指す姿において、「性別にかかわらず教育、昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつけられ、」と記載しており、男女間格差の解消に向け、取組みを進めてまいります。</p> |

3 計画各論 (6) 基本目標5

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|--------|-------|-------|----|---|----------|--|
| 17 | 26, 68 | | | ⑨ | 基本目標5を「働く場において、性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会」とする。「働く場において」を挿入し、どの領域であるかはっきりさせた方が分かりやすいし、その目標に向けて取り組む政策や課題が明確化する。 | ① | 基本目標5につきましては、起業なども含め様々な場で活躍する女性を支援していくことから、原案の表現としております。 |
| 72 | 26, 68 | | | ⑨ | 基本目標5を「働く場において」を挿入し、「働く場において、性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会」とすることで、労働の分野であるということを示した方が分かりやすいのではないかと。明記することで、その目標に向けて取り組む政策や課題が明確化できると考える。 | ① | 基本目標5につきましては、起業なども含め様々な場で活躍する女性を支援していくことから、原案の表現としております。 |
| 8 | 68 | | | ⑨ | 施策の方向に次の事項を取り入れる。 ○福岡市内の事業所及び福岡市役所の雇用形態（非正規雇用）による賃金格差や待遇差の解消をめざす。そのために次の調査分析を行い公表する ①福岡市内の事業所に勤務する非正規雇用者の実態—男女別正規・非正規の割合、賃金格差、勤務年数、処遇格差など ②市役所における会計年度任用職員の実態—人数と正規職員に対する割合、男女の比率、フルタイムとパートタイムの割合、専門職と一般職の割合、賃金の算定基準など | ① | ①「福岡市内事業所における労働実態調査（R6実施）」につきましては、事業所及び従業員（正規、非正規）を対象に調査を実施し公表しております。 ②福岡市役所の雇用形態による男女の賃金の差異、および会計年度任用職員の実態については、毎年度調査を実施し公表しております。 |
| 46 | 68 | | | ⑨ | 基本目標5「機会と待遇が均等に確保され」を「雇用の場での平等が確保され」に変更する（国際的には機会の平等から結果の平等がめざされている）。 施策の方向に次の項目を入れる。 ◇福岡市内の事業所及び福岡市役所の非正規雇用者への賃金格差や待遇格差を解消する。そのために次の調査を実施し結果を分析し、公表を行う。 ①福岡市内の事業所に勤務する雇用者の実態調査——男女別正規・非正規の割合、賃金、勤務年数、待遇 ②福岡市役所における会計年度任用職員の実態と変化——人数と正規職員に対する割合、男女の比率、フルタイムとパートタイムの割合、専門職と一般職の割合、賃金の算定基準 | ① | ①基本目標5につきましては、「福岡市内事業所における労働実態調査（R6実施）」で明らかになった課題を踏まえた表現にしております。 また、当該調査では、事業所及び従業員（正規、非正規）を対象に調査を実施し公表しております。 ②福岡市役所の雇用形態による男女の賃金の差異、および会計年度任用職員の実態については、毎年度調査を実施し公表しております。 |

3 計画各論 (7) 基本目標6

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 分類 | 意見の要旨 | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|------|----|-------|-------|----|--|----------|--|
| 5 | 72 | 1 | 57 | ⑩ | 「女性のための支援講座」の講座名では何を指しているのか理解できない。女性の政治に対する関心を高める啓発講座や、女性の政治参画を促す法律や制度などの情報提供など、名実ともに女性の政治分野への参画を促す講座にする。 | ③ | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 基本目標6 施策の方向1 「政治分野における女性の参画促進に関する講座」 |
| 23 | 72 | 1 | 57 | ⑩ | 「女性のための支援講座」の講座名では何を指しているのか理解できない。女性の政治に対する関心を高める啓発講座や、女性の政治参画を促す法律や制度などの情報提供など、名実ともに女性の政治分野への参画を促す講座にする。 | ③ | |
| 32 | 72 | 1 | 57 | ⑩ | 「女性のための支援講座」の講座名では何を指しているのか理解できない。女性の政治に対する関心を高める啓発講座や、女性の政治参画を促す法律や制度などの情報提供など、名実ともに女性の政治分野への参画を促す講座にする。 | ③ | |
| 6 | 72 | 1 | | ⑩ | 施策の方向1を「市の政策・方針決定過程および政治分野における女性の参画促進」とする。 <理由> 施策の方向1「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」では、施策57「政治分野における女性の参画促進」となっている。しかし、施策の方向1は、審議会への女性の参画や市職員の管理職登用促進をめざすもので、女性議員増加など女性の政治参画の施策はそぐわない。 | ① | 基本目標6 施策の方向1につきましては、方針決定過程への女性の参画として政治分野における男女共同参画の推進についても位置づけております。 |
| 24 | 72 | 1 | | ⑩ | 施策の方向1を「市の政策・方針決定過程および政治分野における女性の参画促進」とする。 <理由> 施策の方向1「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」では、施策57「政治分野における女性の参画促進」となっている。しかし、施策の方向1は、審議会への女性の参画や市職員の管理職登用促進をめざすもので、女性議員増加など女性の政治参画の施策はそぐわない。 | ① | |
| 33 | 72 | | | ⑩ | 施策の方向1を「市の政策・方針決定過程および政治分野における女性の参画促進」とする。 <理由> 施策の方向1「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」では、施策57「政治分野における女性の参画促進」となっている。しかし、施策の方向1は、審議会への女性の参画や市職員の管理職登用促進をめざすもので、女性議員増加など女性の政治参画の施策はそぐわない。 | ① | |
| 77 | 72 | 1 | | ⑩ | 施策の方向1を「市の政策・方針決定過程および政治分野における女性の参画促進」とする。 <理由> 施策の方向1「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」では、施策52「政治分野における女性の参画促進」となっている。しかし、施策の方向1は、審議会への女性の参画や市職員の管理職登用促進をめざすもので、女性議員増加など女性の政治参画の施策はそぐわない。 | ① | |
| 9 | 72 | | | ⑩ | 基本目標6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会（目指す姿）に「政治分野における女性の参画促進」を加える。 | ① | 基本目標6 施策の方向1につきましては、方針決定過程への女性の参画として政治分野における男女共同参画の推進についても位置づけております。 |
| 22 | 72 | | | ⑩ | 基本目標6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会（目指す姿）に政治分野における女性の参画促進を加える。 | ① | |
| 31 | 72 | | | ⑩ | 基本目標6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会（目指す姿）に政治分野における女性の参画促進を加える。 | ① | |
| 68 | 72 | 1 | 57 | ⑩ | 日本のジェンダーギャップ指数は政治分野で最も遅れている。政治分野に関する男女共同参画推進法では、地方公共団体は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとされ、啓発活動や人材育成も明記されている。 本気で、女性政治家を増やすために連続講座を実施してほしい。 | ④ | いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。 |

| | | | | | | | |
|----|----|---|----|---|---|---|------------------------------------|
| 69 | 73 | 2 | 58 | ⑩ | <p>地域の女性の就任状況の調査(ジェンダー統計)は、何のために行っているのか。調査して終わりでは困る。</p> <p>データを分析して課題を見つけ、気づきを与え、学習し、社会を変えるためではないか。データを活用したワークショップなどを地域で実施し地域の役員の気づきを促進してほしい。課題が見えるように区ごとのデータの公表が必要だと思う。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |
| 70 | 73 | 2 | 59 | ⑩ | <p>地域の女性リーダー育成のためのプログラムを大学と共同で開発、実施してはどうか。福岡市には多くの大学が存在し、ジェンダー研究などを実施している大学も少なくない。大学の専門的な知と人材を地域に還元していただいて、ジェンダー平等をもっと前に進められるのではないかと思います。</p> | ④ | <p>いただいたご意見は施策推進の参考にさせていただきます。</p> |